

令和6年度熊本市病院事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和6年度熊本市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(補正前)	(補正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
ウ 電算システム更新	3,000 千円	5,100 千円	8,100 千円
(イ) 市民病院	0 千円	5,100 千円	5,100 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第1款 資本的収入	1,976,661 千円	5,100 千円	1,981,761 千円
第1項 企業債	415,300 千円	5,100 千円	420,400 千円
	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第1款 資本的支出	2,917,635 千円	5,100 千円	2,922,735 千円
第1項 建設改良費	457,696 千円	5,100 千円	462,796 千円

(企業債の補正)

第4条 予算第6条に定めた企業債を、次のとおり補正する。

(追加分)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市民病院電算システム 整備事業	5,100	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以 内。 ただし、利率 見直し方式 で借り入れ る場合は、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率と する。	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合にはその債権 者と協定する ところによる。 ただし、財政の 都合により繰上 げ償還すること がある。

熊本市長 大西一史